

公益財団法人日本オリンピック委員会アスリート委員会選出委員選挙規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「本会」という。)アスリート委員会規程第4条第4項の規定に基づき、選出委員の選挙(以下「選挙」という。)の手續について定めることを目的とする。

(選挙の単位)

第2条 選出委員は、オリンピック競技大会に応じて夏季大会選挙区及び冬季大会選挙区において選挙する。

(選挙区内の定数)

第3条 選挙区内の選出委員の定数は、夏季大会選挙区が6名、冬季大会選挙区が2名とする。

(選挙管理委員会)

第4条 選挙を管理するため、選挙管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長1名及び委員2名で組織する
- 3 委員長は、理事会において理事の中から選任する。
- 4 委員は、理事会において学識経験者の中から選任する。
- 5 委員の任期は理事と同一とする。

(選挙権)

第5条 選挙期日の属する年までに開催された又は開催されるオリンピック競技大会のうち各選挙区に係る最終のものに日本代表選手として参加した又は参加する者は、各選挙区に係る選挙権を有する。

(被選挙権)

第6条 選挙期日の属する年及びその前年以前4年以内に開催された又は開催されるオリンピック競技大会のうち当該選挙区に係るものに日本代表選手として参加した又は参加する者で選挙期日において満18歳以上のものは、被選挙権を有する。

(選挙実施の告示)

第7条 委員会は、選出委員の任期満了前に開催される最終のオリンピック競技大会閉会式の日の2月後までに、次の事項を明示して選挙実施を告示する。

- (1) 選出委員定数総数
- (2) 当該選挙区選出委員定数
- (3) 選挙権を有する者

- (4) 被選挙権を有する者
 - (5) 立候補手続
 - (6) 選挙期日
 - (7) その他選挙実施に必要な事項
- 2 選挙実施の告示は、本会ホームページにより行う。

(立候補届出)

第8条 選挙に立候補しようとする者は、加盟団体の確認を受けて、委員会が定める立候補届出書により委員会に届け出るものとする。

(立候補の特例)

- 第9条 立候補者が当該選挙区選出委員定数に満たない場合には、委員会は、加盟団体に期限を定めて立候補者の推薦を求めることができる。
- 2 立候補者の推薦を求められた加盟団体は、当該選挙区に係る選挙権を有する者の意見を代表するにふさわしい候補者を選考し、立候補を要請する。
 - 3 前項の要請を受諾した者は、立候補届出書を加盟団体に提出する。
 - 4 加盟団体は、前項の立候補届出書を確認して委員会に提出する。

(投票実施の通知)

第10条 委員会は選挙区の立候補者を確認し、選挙権を有する者に次の事項を明示して投票の実施を通知する。

- (1) 選挙権を有する者
- (2) 当該選挙区選出委員定数
- (3) 当該選挙区の立候補者
- (4) 選挙期日
- (5) その他選挙の実施に必要な事項

(投票方法)

第11条 投票は、委員会が定めるところにより、1名の候補者を指定し、選挙期日までにこれを委員会に表示することにより行う。

(当選人の確定)

- 第12条 委員会は、得票数の上位の者から当選人を確定する。
- 2 当選人を確定するに当たり得票数が同じであるときは、委員会において、委員長がくじで定める。
 - 3 前2項の規定による当選人は、選挙区に応じて加盟団体ごとに次の人数を超えることができない。
 - 夏季大会選挙区 2名
 - 冬季大会選挙区 1名
 - 4 委員会は、当選人を、本会ホームページにより告示する。

(無投票当選)

第 13 条 選挙区の立候補者数が当該選挙区の選出委員定数を超えない場合には、投票は行わず、立候補者全員を当選人とする。

(予備選出委員)

第 14 条 各選挙区の選出委員についての予備選出委員を、理事会の決議により置くことができる。

- 2 予備選出委員の数は、各選挙区選出委員定数を超えてはならない。
- 3 予備選出委員には、各選挙区の選挙において、選出委員に選出された者を除いて、得票数の多い者から順次なるものとする。
- 4 各選挙区の選出委員に欠員が生じた場合は、予備選出委員をこれに補充する。
- 5 予備選出委員の任期は、選出委員の任期と同一とする。

(補欠選挙)

第 15 条 委員会は、選出委員の数がアスリート委員会委員の数の過半数に満たないこととなった場合又は 2 名以下となった場合において、前条第 4 項により選出委員となるべき予備選出委員がないときは、理事会の決議により選挙の手續に準じて補欠選挙を行なうことができる。

(選挙の効力に関する異議の申出)

- 第 16 条 この規則が定める選挙において、その選挙の効力に関し不服がある選挙権を有する者又は立候補者は、当該選挙の日から 14 日以内に、文書で委員会に対して異議を申し出ることができる。
- 2 前項の異議の申出があった場合において、この規則の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない。
 - 3 前項の規定により選挙管理委員会がその選挙の一部の無効を決定する場合において、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選を失わない旨をあわせて決定しなければならない。

(当選の効力に関する異議の申出)

- 第 17 条 この規則が定める選挙において、その当選の効力に関し不服がある選挙権を有する者又は立候補者は、第 12 条第 4 項の規定による告示の日から 14 日以内に、文書で選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による当選の効力に関する異議の申出があった場合においても、その選挙が前条第 2 項の場合に該当するときは、選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない。

(異議の処理)

第 18 条 選挙管理委員会は、前 2 条の異議の申出を受けた日から 30 日以内に決定をするように努めなければならない。

2 前項の決定は、文書をもってし、理由を附けて異議申出人に交付するとともに、その要旨を本会ホームページにより告示しなければならない。

(規則の変更)

第 19 条 この規則は、理事会の決議により変更することができる。

(細則)

第 20 条 この規程に定めるほか、選挙の実施に必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。
- 2 この規則の施行後の最初の委員会の委員の任期は、選任後最初に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 この規則の施行後最初に行うべき選出委員の選挙の期日は、この規則の施行の日から起算して、夏季選挙区は 1 年、冬季選挙区は 2 年をそれぞれ超えない範囲内において委員会が定める日とする。
- 4 前項の選挙に係る第 6 条の適用については、「その前年以前 4 年以内」とあるのは、「その前年以前 5 年以内」とする。
- 5 この規則の施行後の最初の予備選出委員の任期は、最初の選出委員の任期と同一とする。
- 6 この規則は、令和 3 年 4 月 27 日から施行する。